

疑義照会事前同意プロトコールに関する同意書

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「甲」という。）と、
（保険薬局名）（以下「乙」という。）は、甲が発行した院外処方箋に関わる薬剤師法第 23 条第 2 項^{*1}、同法第 24 条^{*2}の取扱いについて、下記の通り同意した。なお、乙は同意内容を運用するにあたり、患者の不利益に結びつくことがないように、患者に対して十分な説明を行い、理解と同意を得ることとする。

※1 薬剤師法第 23 条第 2 項(処方箋による調剤)

薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

※2 薬剤師法第 24 条 (処方箋中の疑義)

薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

記

- (1) 院外処方箋に係る処方医への同意確認及び疑義照会を省略できる項目について
別紙「院外処方箋における疑義照会事前同意プロトコール」最新版参照。
- (2) 同意内容の変更について
甲と乙が協議の上、文書により変更を行う。
- (3) 同意解除について
甲と乙が協議の上、同意解除する。また、甲は乙が本同意書に違反することにより、患者に不利益を及ぼしたと認められる場合には、本同意書を解除することができる。
- (4) 薬局名の開示について
乙は同意状況、プロトコールの遵守状況について、場合により薬局名とあわせ甲のホームページ等に掲載されることを了承したものとする。
- (5) 職員への教育について
乙は所属する施設の職員に対し同意内容について十分な教育を行い、同意内容が遵守されるよう責任を負う。
- (6) 代表者の変更について
甲の代表者が変更となる場合は、すでに締結されている同意書を読み替えるものとする。乙の代表者が変更となる場合は、同意書の再締結を行うこととする。同意書再締結にかかる期間中の運用は、甲と乙が協議の上で行う。

以上

本書 2 通を作成し、甲乙双方の記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 所在地：愛知県大府市森岡町 7-430
名称：国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
代表者：印

(乙) 所在地：
名称：
代表者：印